林業・木材産業改善資金の提出物一覧

●：必ず提出　○：該当者のみ

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手順 | ☑ | 提出物 | 直接の提出先 | 経由・到達機関 | 提出期限 |
| （１）貸付申請 |  | ●貸付資格認定申請書（要領第２号様式） | 森林組合  （経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 各受付期間の末日まで  ※林業振興課で受理した日  （受付期間）   1. ４月１日～５月31日 2. ６月１日～８月31日 3. ９月１日～11月30日 4. 12月１日～２月15日 |
|  | ●貸付申請書（要領第３号様式） |
| ― | （個人の場合） |
|  | ●概要調書（要領第30号様式） |
|  | ●国・地方税の滞納がないことの証明 |
|  | ●所在調査同意書（要領第41号様式） |
|  | ●所得調査同意書（要領第43号様式） |
| ― | （法人の場合） |
|  | ○登記簿謄本（自治体・森林組合・財産区除く） |
|  | ●理事会議事録 |
|  | ●前年度決算書 |
|  | ●前月の試算表 |
|  | ●所在調査同意書（要領第41号様式） |
|  | ●所得調査同意書（要領第43号様式） |
| ― | （連帯保証人） |
|  | ●概要調書（要領第30号様式） |
|  | ●国・地方税の滞納がないことの証明 |
|  | ●所在調査同意書（要領第4２号様式） |
|  | ●所得調査同意書（要領第44号様式） |
| （２）貸付決定 | ― | （府から借受者に通知） |  |  |  |
| （３）借用証書提出 |  | ●借用証書（要領第15号様式） | 森林組合連合会 | →京都府林業振興課 | 貸付決定通知に記載された期日 |
|  | ○連帯保証契約に係る公正証書の写し |
|  | ○連帯保証契約に係る情報提供について  （要領第15号の２様式）（保証人が法人の場合を除く） |
| （４）資金交付 | ― | ― |  |  |  |
| （５）実施報告 |  | ●事業実施報告書（要領第1６号様式） | 森林組合  （経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 事業終了後30日以内 |

【その他、必要に応じて提出するもの】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出物 | 直接の提出先 | 経由・到達機関 | 提出期限 |
| 資金交付より前に事業に着手するとき | 事業事前着手申請書  （要領様式第31号） | 森林組合  （経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 事業着手１箇月前 |
| 借入者または連帯保証人が死亡したとき、住所・勤務先を変更したとき  連帯保証人が破産・廃業等で保証能力を失ったとき | 重要事項報告書  （要領様式第33号） | 森林組合  （経由しない場合、所管公所） | →公所→京都府林業振興課 | 事由が生じてから30日以内 |
| 償還期間・据置期間の変更を希望するとき | 償還方法変更申請書  （要領様式第23号） | 京都府林業振興課 | ― | 随時 |
| 資金の余剰が生じて繰上償還するとき  その他の理由により繰上償還するとき | 繰上償還通知書  （要領様式第2８号） | 京都府林業振興課 | ― | 随時 |
| 災害、借受者又はその親族の死亡・病気・負傷により償還猶予を希望するとき | 支払猶予申請書  （要領様式第18号）  被災・死傷の証明書 | 森林組合  （経由しない場合、所管公所） | →公所→林業振興課 | 直近の償還期日の30日前 |